

横浜市 新型コロナウイルス感染症対応資金 (無利子(当初3年間)・無担保融資) のご案内

融資額が4,000万円に拡充されました!

無利子・無担保

当初3年間無利子・無担保で
4,000万円^(※)まで
ご利用可能です。

※要件により異なります。

信用保証料は「ゼロ」

国が信用保証料を
全額補助します。

※一部ご負担いただく制度もございます。

最長5年間の据置期間

融資期間10年のうち、
最長5年間、元金返済を
据置くことができます。



横浜市経済局
(令和2年6月15日時点)

横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート
 横浜市信用保証協会



LINE

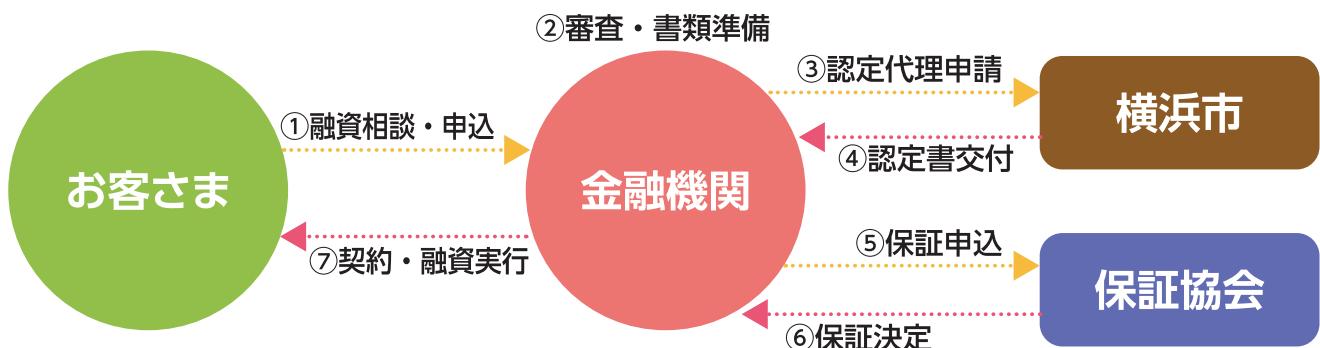
横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金

融資の対象となる方	(1) セーフティネット保証4号認定を受けた方。 (2) セーフティネット保証5号認定を受けた方。 (3) 危機関連保証認定を受けた方。				
資金用途	経営の安定に必要な運転資金及び設備資金				
融資額	4,000万円以内 ただし、当協会及び他の信用保証協会における利用額との合算とします。				
融資利率	1年以内……………年0.7%以内 3年以内……………年1.1%以内 5年以内……………年1.3%以内 5年超……………年1.5%以内				
保証料率 利子補給等 整理表	認定の種類	法人・個人	売上減少率	信用保証料	利子補給
	4号	両方	20%以上	全額補助	3年間全額
	危機関連	両方	15%以上		
	5号	小規模個人事業主 <small>(注1)</small>	5%以上		
		小規模でない 個人事業主	15%以上		
		法人	5%以上 15%未満	0.425%	なし
			15%以上	全額補助	3年間全額
			5%以上 15%未満	0.425% <small>(注2)</small>	なし
※条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外となります。					
融資期間	運転資金：10年以内／設備資金：10年以内（いずれも据置5年以内を含みます）				
保証人	保証人は、個人事業主の場合は原則不要とし、法人の場合は代表者以外の連帯保証人を原則不要とします。 ただし、次の(1)、(2)を満たしていることを申込金融機関が確認した場合、法人代表者の連帯保証を不要とします。 (1)直近決算で資産超過であること (2)法人と経営者の資産及び経理の分離がなされており、かつ法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていないこと				
担保	原則として不要とします。				
借換えについて	次の(1)又は(2)の保証を本資金の保証で借換えすることができます。 (1)令和2年1月29日以降から5月15日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証 (2)責任共有制度の対象となる本資金の保証				
	なお5月18日より開始した本資金間での借換（すでに5月18日以降に受けた本資金について、本資金で借換を行うこと）は以下の場合を除き認めないとされました。 ①セーフティネット保証5号による本資金の借入を、セーフティネット保証4号または危機関連保証による本資金の借入によって借換を実施する場合。 ②経営者保証を付している本資金の既往債務について、経営者保証免除対応を適用し経営者保証の解除を行う借換の場合。				

(注1) 小規模個人事業主とは、従業員20人（商業・サービス業は5人※ただし、サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業は20人）以下をいいます。

(注2) 経営者保証免除対応を適用する場合は「0.525%」

融資実行までの流れ



1

お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談・お申込みください。

2・3

原則、金融機関が、事業者の皆さんに代わって、横浜市に認定申請（セーフティネット保証4号・5号、危機機関連保証）を行います。

4

横浜市は申請に基づき、売上減少などを確認のうえ認定書を発行します。

5

金融機関は融資の審査後、信用保証協会に保証申込を行います。

6

信用保証協会は、保証の審査後、保証を決定します。
(信用保証書を発行します)

7

金融機関は融資を実行します。

取扱金融機関

まずは、**お取引のある、又は最寄りの金融機関にご相談ください。**

銀 行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、群馬、きらぼし、第四、山梨中央、北陸、静岡、スルガ、阿波、三井住友信託、神奈川、東日本、東京スター、大光、静岡中央
信用金庫	横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷
政 府 系	商工組合中央金庫

信用保証の申込み時に必要となる書類

金融機関・保証協会に用意している書類	<input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人(企業)概要 <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱に関する同意書
事業者の皆さんにご用意いただく書類	<input type="checkbox"/> セーフティネット保証(4号・5号)又は危機関連保証の認定書(コピー可) <input type="checkbox"/> 印鑑証明書(コピー可) <input type="checkbox"/> (法人の場合)商業登記簿謄本(コピー可) <input type="checkbox"/> 確定申告書・決算書2期分(コピー) <input type="checkbox"/> 許認可等を要する事業については、許認可証の写し <input type="checkbox"/> (設備資金の場合)見積書・契約書等の写し

※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることができます

融資制度の詳しい紹介について

融資制度の詳しい紹介については、横浜市のホームページ、もしくは、横浜市信用保証協会のホームページをご覧ください。

横浜市 コロナ 無利子

横浜市信用保証協会 コロナ



信用保証に関するご相談

信用保証に関するご相談は、下記の相談窓口にお問い合わせください。

部署名	担当地区	電話番号	住 所
本所(保証課)	中区／磯子区	045-662-6623	中区山下町22 山下町SSKビル10階
北部支所	港北区／緑区／青葉区／都筑区	045-470-5600	港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階
西部支所	鶴見区／神奈川区／西区／ 保土ヶ谷区／旭区／瀬谷区	045-319-5335	西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階
南部支所	南区／金沢区／戸塚区／ 港南区／栄区／泉区	045-844-6621	港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階